

築上町議会ハラスメント根絶条例に基づく審査会による中間報告および 今後の対応について

令和7年12月17日、江本 守議員によるハラスメント行為に関する報告を受け、同日、築上町議会ハラスメント根絶条例に基づく審査会を設置し、当該事案について調査を行ってまいりました。

審査の結果、江本 守議員の行為が、築上町議会ハラスメント根絶条例第2条第2号に該当すると認められましたことから、同議員に対し厳重注意を行うとともに、再発防止を誓約する文書の提出を求め、これを受理しております。

このたび、審査会において一定の事実認定を行った中間報告を取りまとめましたが、本件は関係者のプライバシーに十分配慮する必要があり、特に被害者が特定されるおそれがあることから、公表については慎重に検討してまいりました。

しかしながら、その過程において、一部報道機関により中間報告の内容が報道される事態となり、議会としては対応に苦慮しているところです。

今後につきましては、審査会による最終報告を取りまとめた上で、その内容を踏まえ、議会としての対応および再発防止策について協議を行うとともに、適切な公表のあり方について検討し、町民の皆さんへの説明責任を果たしてまいります。

築上町議会といいたしましては、引き続き、議会の信頼回復と、誰もが安心して活動できる環境づくりに努めてまいります。

令和8年1月20日

築上町議会 副議長 丸山 年弘

築上町議会ハラスメント根絶条例審査会 委員長 吉元 健人